

町内会等コミュニティ強化支援事業 補助金に関するよくある質問集

		主 な 質 問	市 の 回 答
制度について	①	補助金の予算はどのくらいか。 何団体に交付できる想定か。	全町内会等(166 団体)の申請を見込んだ予算が確保されています。
	②	LED 防犯灯関係の助成金など、他の補助金を利用する場合でも使えるか。	防犯灯設置・維持管理助成金は併用可能です。 その他の補助金については、交付要綱等に併用禁止である旨記載がないかご確認ください。
	③	既に実施した事業は該当するか。	本補助金は、令和7年度(4月～)実施の事業であれば、支出済みでも該当するので、ご相談ください。
事業について	④	町内会のお祭りは対象となるか。また、天候不良でお祭りが中止となった場合でも補助対象となるか。	補助対象となります。天候等やむを得ない事情があれば、キャンセル料や購入済みの物品に対しても補助金を交付できると考えられますが、まずはご相談ください。
	⑤	健康講話などを実施した際の謝金は該当するか。	外部講師に対しての謝金は該当となりますが、町内会員が講師である場合の謝金は、補助対象外となります。
	⑥	消火器の薬剤の更新は該当するか。	集会所など、「地域コミュニティの強化」という目的が期待できる場合、該当します。(会員宅の場合は対象外)
	⑦	集会所への AED 設置(リース)を契約する場合、該当するか。	該当となりますが、補助対象となるのは令和7年度分(月額割賦の場合、4 月から12月分)ですので、次年度以降の維持管理費の負担をご検討の上、申請願います。
	⑧	備品等を整理する収納庫は該当するか。	該当します。ただし、集会所の敷地内に設置する際には、土地所有者の許可が必要となるため、ご相談ください。
	⑨	屋外でのイベント開催時に使用するテントは該当するか。	該当します。 ※テントのような大きいものは、保管場所や使用場所について、トラブルのないよう事前に確認をお願いします。
	⑩	補助金を利用して購入した物品を保管する集会所や倉庫がない。保管先は会長宅でもよいか。	個人宅での保管はやむを得ない場合に限ります。町内会員が共同で使えるようご配慮ください。
	⑪	広場の除草作業代は該当するか。	委託事業の場合該当となります。会員が除草作業を行い、謝金を支給することは対象外です。
	⑫	防犯灯の設置費用、電気代は該当するか。	設置費用、電気代共に該当となります。 ※防犯灯の電気代は、令和7年4月～12月の期間を対象とします。市民総務係で取り扱う維持管理助成金の申請期間(1～12月)と異なりますので、ご注意ください。
	⑬	集会所の光熱水費の支払いは該当するか。	集会所の光熱水費の支払いは対象外です。

事業について	⑭	集会所の修繕積立金は該当するか。	積立金は対象外です。
	⑮	全戸に2千円ずつ会費を還付したが、該当となるか。	会員への現金配布は対象外です。
申請・交付決定について	⑯	申請からどのくらいで補助金が交付されるのか。	申請後、事業を実施いただき、事業報告書・請求書を提出いただいてから、1か月～1か月半の間に交付する予定です。事業実施前に補助金が必要な場合は、申請後概算払が可能ですので、ご相談ください。
	⑰	見積書の提出は必要か。	申請段階では、概算の見積書でも構いません。 (ただし、実績報告の時に補助額が増減する場合、「変更申請」が必要となります。特に10万円を下回る場合は、最初に正確な見積もりを取ることをおすすめします)
	⑱	町内会総会を開催していない。 添付資料として「総会資料」とあるが、提出できない場合どうしたらよいか。	必ずしも総会資料である必要はありませんが、活動の実態があることを確認させていただくため、最低限「収支報告」等をご提出いただきます。作成等のご相談にも応じますので、まずはご相談ください。
	⑲	手続きが難しいのではないかと。	補助金交付には一定の書類が必要となるため、お手数をおかけしますが、ご不明な点があればご相談ください。 別紙「令和7年度 塩竈市町内会等コミュニティ強化支援事業の活用事例」もどうぞご覧ください。